



## 認定調査とつきクン通信(R6年度)



～認定調査員の皆様へ～

認定調査の特記事項について東京都に確認しました。  
調査時等に参考にしてください。

1	1	<p>「上肢と下肢での評価は同じか。異なるのか。」 のQ&amp;A</p> <p>麻痺等の有無に関して上肢についても肩関節に拘縮があったり、上肢や肩関節等の生理学的な理由等で上肢を肩の高さまで挙上できなかったりする場合には、他動的に最大限動かせる高さまで、挙上することができ、静止した状態で保持できれば「なし」と解して相違ない。</p> <p>テキストの総論の記載とおりに判断する。（厚生労働省確認）</p> <p>よって下肢の麻痺同様に確認が必要。</p>
1	5	<p>背もたれに自力で寄り掛かっていられず「できない」を選択する方は「できない」のテキスト項目3つに該当するのかわ確認する。 3つに該当する方以外は「できない」となる方はほぼ0に近いとのこと。</p> <p>自力で寄り掛かって座れなくとも介助者が支えて座ることのできる場合は「支えてもらえばできる」に該当する。</p>
2	5	<p>留置カテーテル使用者の蓄尿パックの交換介助のみでは「介助なし」となる。 （尿の破棄を自分でしていたら自立） *ストーマの場合は、ストーマ袋の交換介助を受けていれば「一部介助」または「全介助」となる。</p>
4	2	<p>レビー小体認知症の方など幻視、幻聴のある方の作話は「ない」となる。 本人にとっては事実であるため、テキストのP117の調査上の留意点及び特記事項の記載例にあるように、「自分の都合のいいように事実と異なる話」ではなく、「取りつくりうため」の話でもないからである。 記載例のような状態の話で合った場合は「ある」となる。</p>
4	7	<p>以下のような場合は介護抵抗が「ある」もしくは「ときどきある」になる。 例 オムツ介助・・・交換を嫌がり体をこわばらせオムツを取り替えさせないようにする。 薬・・・両手で口をふさいで飲ませないようにする。 食事・・・口を固く結び食べさせない</p> <p>必ずしも手を払いのけたりの行動がなくても抵抗ありとなる。 必ず、頻度を数字で記載する。</p>

